

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (2)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

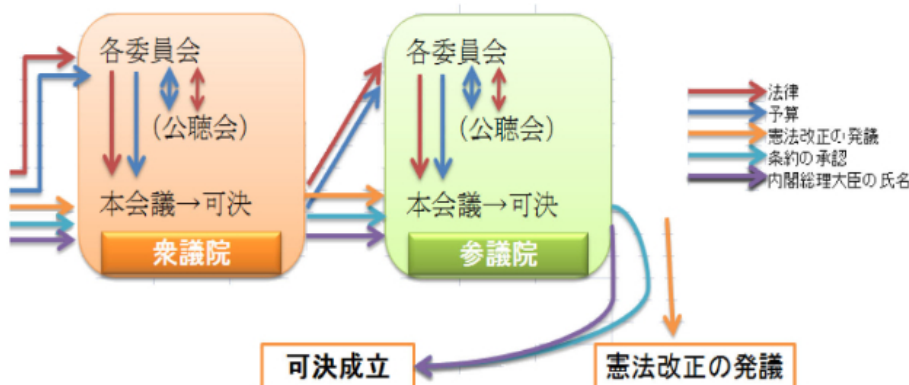
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (2)



#### 第四十二条 【 両院制 】

国会は、衆議院及び参議院両議院でこれを構成する。

##### 概要説明

国会は、衆議院と参議院の二つの合議体で構成する、二院政を採用しています。それは、①各議院がお互いをチェックすることにより、多数派による恣意的・専制的な政策決定を防止すること。②衆議院での議論が参議院で、繰り返されるので、審議が慎重になり、内容が深くなること。③衆議院が解散等で活動不能となった場合、参議院がその機能を代替できること。——— などの利点が上げられます。

##### 衆議院の優越性

衆議院の方が任期が短く、解散もあるので、世論をより敏感に反映すると考えられます。このため、参議院よりも強い権限が与えられています。

衆議院・・・国民の意思をより正確に反映した政治を期待します。

参議院・・・「良識の府」としてのチェック機能を期待します。

##### 衆議院の優越条項

1. 法律案の再議決。
2. 条約の承認。
3. 予算の議決 (衆議院に先議権)。
4. 内閣総理大臣の指名。
5. 内閣不信任の決議。
6. 予算の先議権

※ 5、6は衆議院だけの権限

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

傾聴

>>一覧へ戻る

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ

🔍 このサイトについて

🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.